

令和7年度
京都市民設児童館等施設整備補助事業

募集要項

募集期間：令和7年5月28日（水）～ 令和7年6月30日（月）

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課

令和7年5月

目次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 補助事業の概要 | 1 |
| (1)京都市民設児童館等施設整備補助事業とは | 1 |
| (2)対象事業者 | 1 |
| (3)補助対象経費 | 1 |
| (4)補助金の額の算定方法 | 1 |
| (5)補助対象外事業 | 1 |
| 2. 選考について | 1 |
| (1)選考方法 | 1 |
| (2)選考結果の通知 | 2 |
| (3)採択予定事業数 | 2 |
| (4)スケジュール | 2 |
| 3. 応募方法 | 2 |
| (1)提出書類 | 2 |
| (2)提出期限 | 3 |
| (3)提出方法 | 3 |
| (4)注意事項 | 3 |
| 4. お問い合わせ等 | 3 |
| (1)問合せ先 | 3 |
| (2)その他 | 3 |

1. 補助事業の概要

(1) 京都市民設児童館等施設整備補助事業とは

民間事業者が設置し、本市の委託又は補助により運営する児童館・学童クラブにおいて、施設の修繕等を実施するに当たって掛かる経費を一部補助するもの。

(2) 対象事業者

- ・本市の委託又は補助により児童館・学童クラブ事業（以下「本市委託等事業」という。）を運営する者（指定管理者制度で運営する児童館及び学童保育所並びに放課後ほっと広場を運営する者を除く）
- ・その他市長が適当と認める者

(3) 補助対象経費

- ・補助対象事業者が本市委託等事業を実施するに当たって必要な施設の修繕等（※）に掛かる経費

※修繕等：外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事。衛生環境の改善を目的としたトイレ等の改修工事、手洗い場等の改修工事。トイレの男女別化（入口から男性用・女性用に分ける）・洋式化工事。一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備、冷暖房設備の工事。その他、特に必要と認められる上記に準ずる工事。

(4) 補助金の額の算定方法

- ・補助事業に要した額の2分の1以内（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ・補助金の上限額は1施設あたり100万円とする。

(5) 補助対象外事業

- ・本市委託等事業の利用者の処遇に関係のない事業
- ・事業実施に係る見積額が50万円未満の事業
- ・国、府及び本市における他の補助制度の対象となる事業

2. 選考について

(1) 選考方法

以下の評価項目等から総合的に審査を行います。

- ・実施事業の内容
原則、修繕を行わなければ児童館・学童クラブ事業の実施が困難となる案件を優先採択します。
- ・建築年次
- ・その他

(2) 選考結果の通知

令和7年7月下旬頃に選考結果をお知らせします（予定）。

(3) 採択予定事業数

予算の範囲内で、5件程度を想定しております。

(4) スケジュール

| 令和7年度 | |
|---------|-------------|
| 5月28日 | 募集開始 |
| 6月30日 | 募集締切 |
| 7月上中旬 | 書類審査、選考 |
| 7月下旬頃 | 選考結果の通知（予定） |
| 採択後 | 事業着手 |
| 2月15日まで | 事業完了 |
| 3月15日まで | 実績報告 |
| 実績報告後 | 補助金交付 |

3. 応募方法

(1) 提出書類

- ・京都市民設児童館等施設整備補助金交付要綱第7条に規定する申請書（第1号様式）※1
- ・添付書類

ア 施設の平面図

イ 現場の現況写真

ウ 対象内容の施設整備に要する予定金額がわかるもの※2

エ 申請者に係る法人の定款又は団体規約

オ その他、特に必要と認める書類

なお、申請のために要した費用は全て、選考の結果に関わらず申請者の負担（自費）となります。

※1 応募に当たり事業の概要を確認するため提出いただきますが、選考の結果採択された場合、補助金の交付決定に当たり改めて申請書を提出いただきます。

※2 予定金額が1,000万円を超える場合は、補助事業として選定された後、別途入札により工事請負事業者を選定する必要があります。また、予定金額が1,000万円以下の場合でも、3社以上の事業者から見積もりを徴し、最も安価な見積もり額を提示した事業者を選定していただく必要があります。

(2) 提出期限

申請書及び添付書類：令和7年6月30日

(3) 提出方法

メールにてご提出ください。

メールアドレス kenzenikusei@city.kyoto.lg.jp

(4) 注意事項

ア メールの件名は「【〇〇（施設名）】令和7年度民設児童館等施設整備補助事業応募」と記載してください。

※件名の記載が異なっていた場合、申請を受け付けできない可能性がありますので、必ず正しく記載いただきますようお願いいたします。

イ ファイル名は「〇〇（施設名）_□□（3(1)に記載の書類名）」としてください。

例：子若児童館_平面図、はぐくみ児童館_現況写真、など

ウ 書類に不備があると審査ができない場合がありますので、十分ご確認のうえご提出ください。

エ 紙の書類での提出は原則として受け付けませんが、メールでの提出が難しい事情がある場合はご相談ください。

オ 京都市にてメールの受信が確認できた後、1週間以内に受信確認メールを送付いたします。1週間を超えてメールが届かない場合は、お問合せください。

4. お問合せ等

(1) 問合せ先

担当窓口 京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 健全育成担当

電話番号 (6月6日まで) 075-746-7610

(上記以降) 075-222-3987

メールアドレス kenzenikusei@city.kyoto.lg.jp

※選考結果に係るお問合せには、お答えいたしかねます。

(2) その他

申請書については、以下のURLからダウンロードいただけます。

京都市情報館（令和7年度京都市民設児童館等施設整備補助事業の募集について）

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000340724.html>